

# 社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社事業資金貸付規則

(昭和40年4月1日 滋賀県規則第14号)

改正 昭和53年9月29日規則第54号

昭和58年3月28日規則第12号

平成2年8月13日規則第57号

平成11年3月29日規則第20号

平成12年3月29日規則第25号

平成12年9月11日規則第178号

平成18年3月20日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社(以下「公社」という。)の円滑な運営を図り、もつて琵琶湖の水資源のかん養、森林資源の活用、国土の保全および農山村経済の振興に資することを目的として、県が行う公社への事業資金の貸付けに関し、必要な事項を定めるものとする。

(昭58規則12・一部改正)

(貸付け)

第2条 県は、公社に対して、予算の範囲内で事業資金を貸し付けるものとする。

(貸付金の利率、償還期間および償還方法)

第3条 社団法人滋賀県造林公社に対する貸付金の利息は、無利息とし、その償還については、収益から事業に要した一切の諸経費(社員借入金償還金(利息を含み、県が貸し付けた貸付金に係る償還金を除く。))を含む。)を控除し、なお純収益を生ずるに至つた年から、その純収益の範囲内で元金を償還するものとする。ただし、事業から生ずる純収益の総額が県が貸し付けた貸付金に係る償還金の総額に満たない場合においては、その償還期間および償還方法について知事と社団法人滋賀県造林公社が協議するものとする。

2 財団法人びわ湖造林公社に対する貸付金の利息は、無利息とし、その償還期間および償還方法は、貸付けの日から起算して45年以内に元金一時償還とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、均等年賦償還の方法によることができるものとする。

(平2規則57・全改、平11規則20・平12規則25・平12規則178・一部改正)

(借入申込)

第4条 公社は、第2条に規定する貸付金を借り入れようとするときは、借入申込書(別記様式第1号)に当該事業年度の収支予算書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(貸付決定および契約の締結)

第5条 知事は、前条第1項の申込書を受理した場合において、審査のうえ適当であると認めるときは、貸付金の貸付けを決定し、その旨を公社に通知するものとする。

2 公社は、前項の通知を受けたときは、知事と契約を締結しなければならない。

(昭53規則54・一部改正)

(貸付金の使用制限)

第6条 公社は、貸付金を事業資金以外の用途に使用してはならない。

(昭53規則54・旧第7条繰上)

( 事業資金の経理 )

第7条 公社は、事業資金に係る収入および支出について、経理を明確にしなければならない。

( 昭53規則54・旧第8条繰上 )

( 報告書の提出 )

第8条 公社は、毎事業年度終了後2月以内に事業報告書を知事に提出しなければならない。

( 昭53規則54・旧第9条繰上 )

( 契約の解除および変更 )

第9条 知事は、公社が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の規定により締結した契約の全部もしくは一部を解除し、またはその一部を変更するものとする。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条の規定による報告書の提出について虚偽の報告をしたとき。
- (3) 不正の手段により貸付金の貸付けを受けたとき。

( 昭53規則54・全改・旧第10条繰上 )

( 貸付金の返還 )

第10条 公社は、既に貸付金の交付を受けている場合において、前条の規定により契約が解除され、または変更されたときは、当該解除に係る貸付金を返還し、または当該変更により減少することとなる貸付金の額を返還しなければならない。

( 昭53規則54・追加 )

( 貸付条件の変更 )

第11条 知事は、災害、社会経済事情の著しい変動その他特別の事情により貸付金の償還が著しく困難であると認める場合は、公社に対して償還期限の延長、償還方法の変更その他必要と認める条件の変更をすることができる。

2 公社は、前項の規定により条件の変更を受けようとする場合は、理由を付して知事に申請しなければならない。

( 平18規則13・追加 )

付 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年度分の貸付金から適用する。

( 平12規則178・旧付則・一部改正 )

2 当分の間、社団法人滋賀県造林公社に対する貸付金に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「県が貸し付けた」とあるのは、「平成12年9月11日以後に県が貸し付けた」と読み替えるものとする。

( 平成12規則178・追加 )

付 則 ( 昭和53年規則第54号 )

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年度分の貸付金から適用する。

付 則 ( 昭和58年規則第12号 )

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社事業資金貸付規則の規定は、昭和57年度分の貸付金から適用する。

付 則 ( 平成2年規則第57号 )

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成2年度分の貸付金から適用する。

付 則 ( 平成11年規則第20号 )

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第2項の規定は、平成11年4月1日（以下「施行日」という。）以後に貸し付けられる貸付金について適用し、施行日前に貸し付けられた貸付金については、なお従前の例による。

3 改正後の第3条第2項および前項の規定にかかわらず、施行日前に財団法人びわ湖造林公社に貸し付けられ、かつ、施行日以後に償還期間が満了する貸付金の利息については、改正前の第3条第2項の規定の例により貸付日から平成11年3月31日までの間の分の利息として計算して得られる額を利息とし、その償還方法は、元利金一時償還とする。

付 則（平成12年規則第25号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）以後に貸し付けられる貸付金について適用し、施行日前に貸し付けられた貸付金については、なお従前の例による。

3 改正後の第3条第1項および前項の規定にかかわらず、施行日前に社団法人滋賀県造林公社に貸し付けられ、かつ、施行日以後に償還期間が満了する貸付金の利息については、改正前の第3条第1項の規定の例により貸付日から平成12年3月31日までの間の分の利息として計算して得られる額を利息とし、その償還方法は、同項の規定による貸付金について定められる償還方法とする。

付 則（平成12年規則第178号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる貸付金について適用し、同日前に貸し付けられた貸付金については、なお従前の例による。

付 則（平成18年規則第13号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第11条の規定は、この施行の日前に貸し付けられた貸付金についても適用する。

別記様式第1号(第4条関係)  
(昭58規則12・一部改正)

年 度
第 号

借 入 申 込 書

借入申込金額	
借入金の使途	
利 率	
償 還 期 限	
元利金の償還方法	

社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社事業資金貸付規則第4条の規定により、上記のとおり事業資金の借り入れを申し込みます。

年 月 日

滋賀県知事 様

法人名

代表者氏名